

令和8年度

花巻空港施設維持修繕（全面）業務委託

特記仕様書

花巻空港事務所

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本仕様書は「花巻空港施設維持修繕（全面）業務委託」に適用する。
本仕様書に記載のない事項については、「空港土木工事共通仕様書（国土交通省航空局監修）」（以下1号仕様書という。）「空港土木施設施工要領（国土交通省航空局監修）」（以下2号仕様書という。）「共通仕様書（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（岩手県県土整備部）」（以下3号仕様書という。）によるものとする。
- 2 本仕様書、1号仕様書、2号仕様書及び3号仕様書に記載のない事項については、発注者の指示によるものとする。
- 3 本仕様書の適用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。ただし、次条第3項については、契約日の翌日から令和9年3月31日とする。

第2章 空港保安

第2条 空港保安

- 1 当該業務は、空港制限区域内を含む業務であることから、監督員と十分に協議を行い、施工計画を立案すること。
- 2 航空法をはじめとした関係法令を遵守し業務にあたること。
- 3 担当技術者は予め「安全教育受講証」の交付を受け、入退場ゲートの管理、作業員・資材搬入者等の制限区域立入等の管理を行うものとする。

第3条 業務における諸条件

- 1 供用中の空港における業務であることから、航空機の運航を第一優先とし、安全対策には万全を期すること。
- 2 基本施設・着陸帯（Ⅰ）・制限表面下・無線施設等の影響区間での作業となる場合は、運用時間外（19:30～8:00）の対応となるため、別途監督員の指示によること。
- 3 空港制限区域内及び制限表面下での業務であることから、火気使用・保管、制限表面、運航などについて、花巻空港事務所及び関係機関と十分に協議を行うこと。
- 4 資材の搬入路及び置場については、監督員と協議すること。
- 5 別工事との調整が必要となる場合があるので、作業予定等を協議すること。
- 6 当該業務は供用中の空港施設であり、作業は「花巻空港制限区域内工事実施要領」によるものとする。ただし、これによりがたい場合、監督員と協議するものとする。
なお、原則、着陸帯（Ⅰ）は夜間作業とし、着陸帯（Ⅱ）は昼間作業も可能であるが、退避等が伴うため事前に協議すること。
- 7 航空機の運航や営業に支障が生ずることのないよう十分な配慮をするとともに、作業終了時毎に入念な清掃を行うものとする。
- 8 担当技術者は作業終了後に立入区域全域について、清掃の不備・残材やゴミ等がないことをチェックし、チェックリストを空港事務所に提出し確認を得るものとする。

第3章 管理一般

第4条 支給材料及び貸与品

支給材料は別紙支給品調書のとおりとする。

第5条 現場発生材

既存施設の撤去による発生材は、監督員の指示により処理するものとする。

第6条 業務実施管理

- 1 受注者は、あらかじめ技術者名、連絡系統図、建設機械保有状況を記載した業務実施計画書を提出しなければならない。また、必要に応じて作業箇所の進捗状況を監督員に報告し、業務を完了した場合は速やかに主要な数量計算書、写真及び図面等を提出し、業務の確認を受けるものとする。
- 2 業務内容を別紙作業日報に記載し、業務打合せ簿にて監督員に提出、確認を受けるものとする。

第7条 現場管理

受注者は、必要に応じて空港運用に支障のないよう保安施設（夜間照明含む）を設けるとともに、これらの状況が判るよう写真を撮影し記録するものとする。また、作業終了後は機械及び使用材料等を速やかに指定場所に搬出するものとする。

第4章 使用材料

第8条 使用材料の見本又は資料・試験及び検査

使用材料の見本、資料、又は必要な試験及び検査の方法は、監督員の指示によるものとする。

第5章 実施

第9条 除草工

- 1 除草工は、別途委託する草刈業務の範囲以外で必要となった場合の対応であり、監督員の指示によるものとする。
- 2 機械除草（肩掛式）は、アクセス道路東側法面、葛エリア四阿周辺の法面における除草で、主にイタチハギ伐採であり、集草・運搬は実施しないものとする。
ただし、集草・運搬が必要となる場合は、監督員と協議のうえ決定し変更対応するものとする。

第10条 排水溝清掃工

場内の排水施設における堆積土砂等の除去を行うものであり、作業場所や時期については、監督員と協議のうえ実施するものとする。

第11条 植栽維持工

- 1 樹木剪定（立木枝払い）及び除根については、監督員の指示によるものとする。
- 2 処理材の処分先は、監督員と協議のうえ決定し、変更対応するものとする。

第12条 応急処理事業

当該作業において通年実施されているものについては、監督員と協議のうえ実施するものとする。また、設計図書に記載の通年以外の作業は監督員と協議を行い、設計図書へ記載のない作業は監督員の指示によることを基本とする。但し、緊急を要する場合は応急処置を施し監督員に協議するものとする。

第13条 庇清掃工

- 1 庇清掃は、春先に発生する黄砂等による庇上下部の洗浄及び泥出し作業であり、監督員の指示によるものとする。
- 2 制限区域外ではあるが、ターミナル利用者への配慮が必要なため、夜間作業とする。

第14条 排水路点検工

- 1 工沢排水路の目視、必要に応じて打音点検を実施するもの。
- 2 点検時期については、4月・10月とする。

第15条 冬期準備工

- 1 「公衆便所開放」については、花巻空港事務所で管理している公衆便所（葛地区2箇所・二枚橋地区1箇所）において、解放前の凍結防止対策の撤去及び点検をするもの。点検の実施により、不具合が確認された場合、速やかに監督員に報告すること。なお、時期については、4月25日までに実施すること。
- 2 「公衆便所閉鎖」については、花巻空港事務所で管理している公衆便所（葛地区2箇所・二枚橋地区1箇所）の冬期閉鎖準備及び清掃を実施するもの。なお、時期については、12月1日から12月5日の間に実施すること。
また、閉鎖に合わせて閉鎖期間を記載した周知看板を取り付けること。

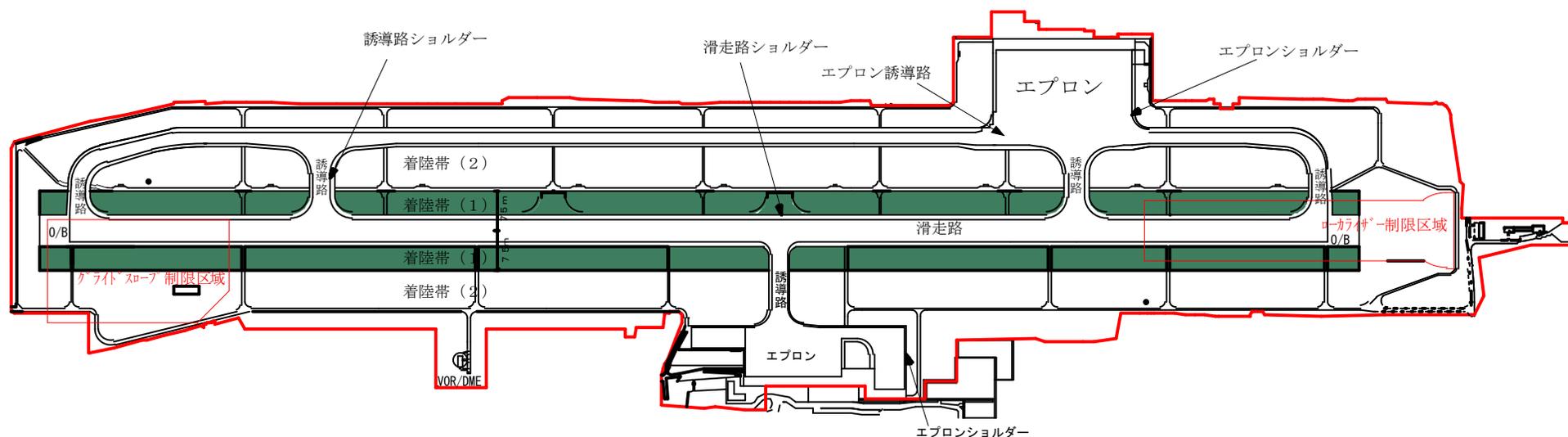
第16条 雑工

「空の日イベント対応」については、例年9月下旬に開催される「花巻空港スカイフェスタ」に係るテントやイスの運搬及び設置・撤去等の補助を行うものであり、具体的な対応は監督員に確認のうえ作業すること。

第17条 その他

- 1 その他、空港管理上、必要と認められた作業は、監督員が別途指示するものとする。
- 2 本仕様書に記載なき事項、又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の決定するものとする。
- 3 消耗品等は、作業に必要な消耗品がある場合に協議の上、変更対応するものである。

基本施設、着陸帯、無線施設等の影響区間



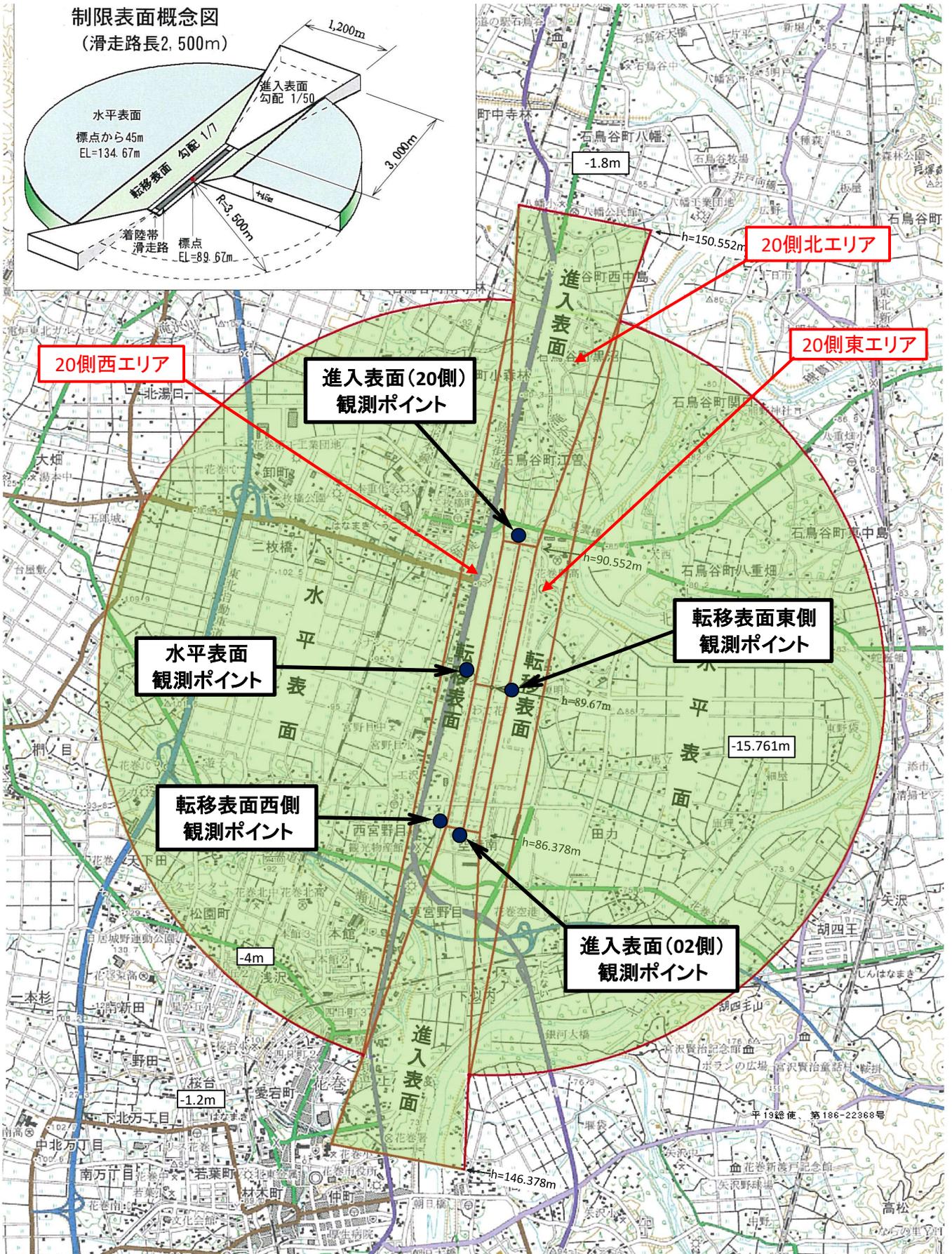
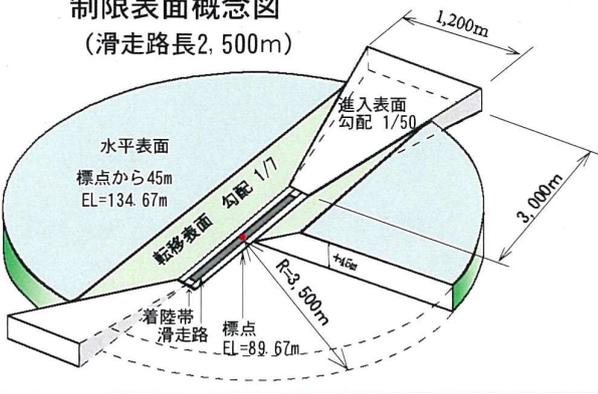
※基本施設は滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンをいう。

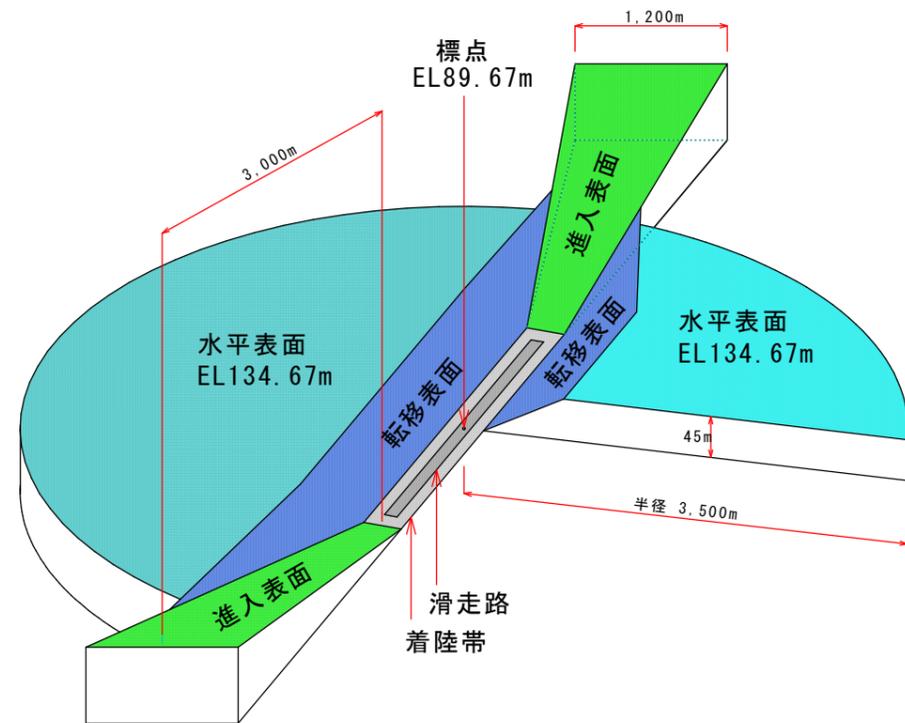
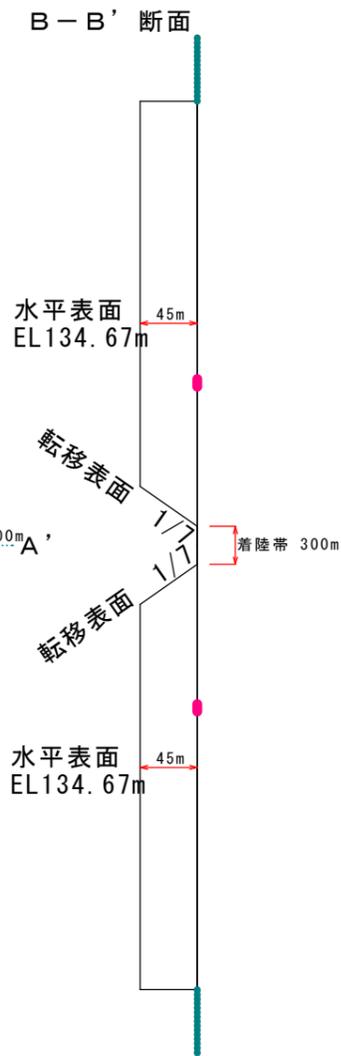
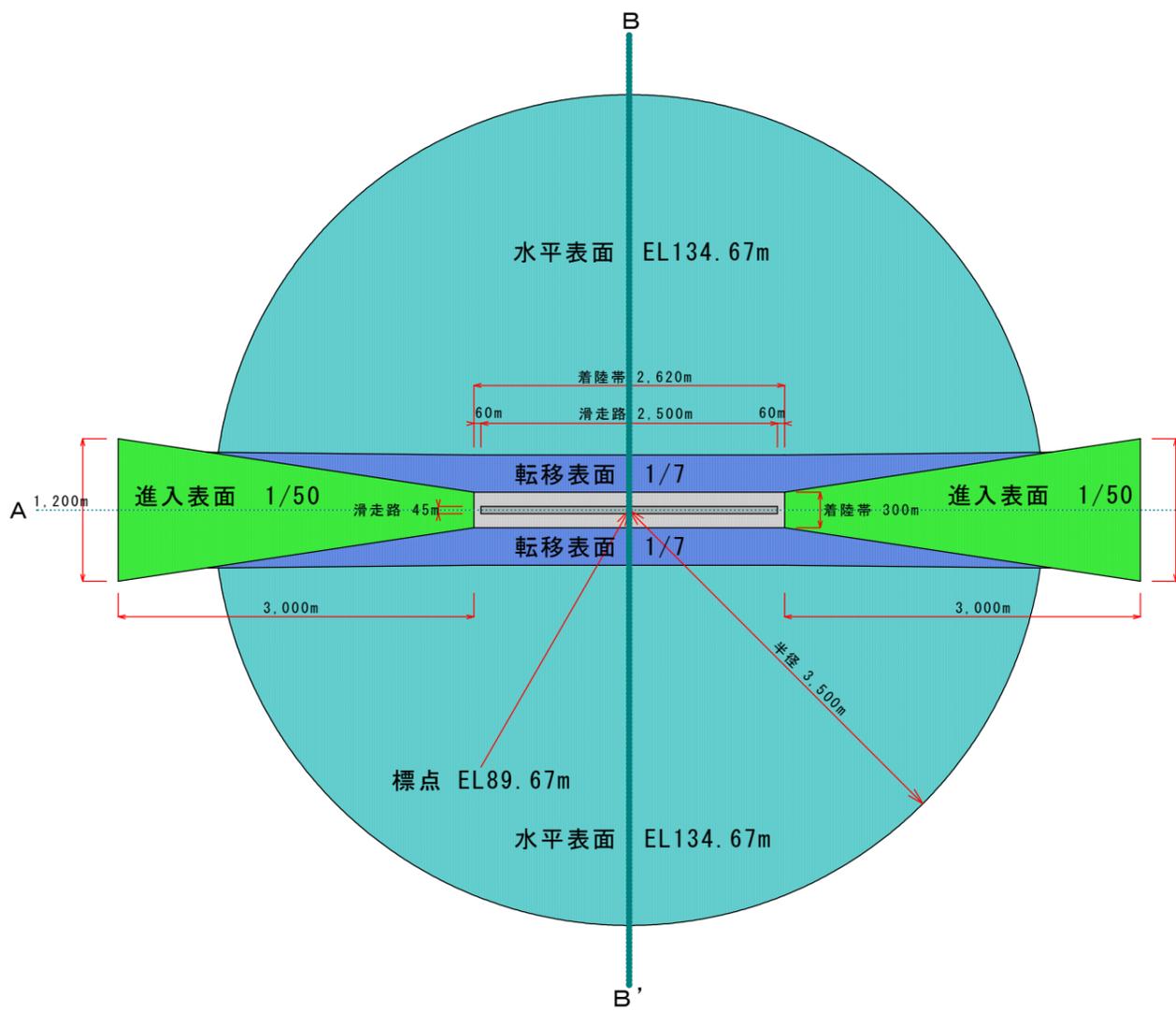
※着陸帯は特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる空港内の定められた範囲の矩形部分（航空法第2条第6項）であり、着陸帯（1）、（2）をいう。

※無線施設等の影響区間は航空保安施設用地（グライドスロープやローライザー等の無線施設や進入灯等の航空灯火のための用地をいう。）への影響が及ぶ区間であり、グライドスロープ制限区域及びローライザー制限区域をいう。

制限表面下

制限表面概念図
(滑走路長2,500m)





進入表面	勾配	1/50
転移表面	勾配	1/7
水平表面	半径 (標点中心)	3,500m
	標点からの高さ	45m
標点位置 (世界測地系) ・ 標高		北緯 39° 25' 43"
		東経 141° 08' 07"
		EL89.67m
RWY20側 (北側) 末端標高		EL90.552m
RWY02側 (南側) 末端標高		EL86.378m

花巻空港 制限表面概念図

別 紙

空港施設維持修繕（全面）業務委託 作業日報

令和 年 月 日

業 務 場 所	人 員	作 業 時 間	業 務 内 容
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

別 紙

支 給 品 調 書

名 称	規 格	単 位	数 量	引 渡 場 所
なし				